

改正 (令和 8 年 7 月版)	令和 6 年 7 月版
写真管理基準 1 総則 1 - 1 適用範囲 この写真管理基準は、福井市工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。 1 - 2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。 工事写真 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） 施工状況写真 安全管理写真 使用材料写真 品質管理写真 出来形管理写真 災害写真 事故写真 その他（公害、環境、補償等） 2 撮影 2 - 1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。 2 - 2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点（位置） 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するのは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。 2 - 3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮	写真管理基準 1 総則 1 - 1 適用範囲 この写真管理基準は、福井市工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。 1 - 2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。 工事写真 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） 施工状況写真 安全管理写真 使用材料写真 品質管理写真 出来形管理写真 災害写真 事故写真 その他（公害、環境、補償等） 2 撮影 2 - 1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。 2 - 2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点（位置） 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するのは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。 2 - 3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮

改正（令和８年７月版）	令和６年７月版
影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 ２－４ 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。 （１）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。 （２）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略する。 （３）監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。 ２－５ 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（<u>令和5年3月15日付け、国技建管第6号</u>）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。 ２－６ 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 （１）写真はカラーとする。 （２）有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。 （100万画素程度～300万画素程度＝１,200×900程度～2,000×1,500程度） 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 （３）夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 （４）フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。 ２－７ 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 （１）「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 （２）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 （３）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。 （４）撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。 ３ 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。	影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 ２－４ 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。 （１）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。 （２）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略する。 （３）監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。 ２－５ 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（<u>令和3年3月26日付け、国技建管第21号</u>）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。 ２－６ 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 （１）写真はカラーとする。 （２）有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝１,200×900程度～2,000×1,500程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 （３）夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 （４）フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。 ２－７ 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 （１）「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 （２）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 （３）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。 （４）撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。 ３ 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

改正（令和８年７月版）	令和６年７月版
写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 電子媒体は「福井市電子納品ガイドライン（案）【工事編】」に従って提出するものとする。 ４ その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 （１）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 （２）フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準 <u>令和２年３月</u>」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。	写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 電子媒体は「福井市電子納品ガイドライン（案）【工事編】」に従って提出するものとする。 ４ その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 （１）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 （２）フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準 <u>令和６年７月</u>」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

改正 (令和 8 年 7 月版)	令和 6 年 7 月版
撮影箇所一覧表 (全体) 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『撮影箇所一覧表 (全体)』によるものとする。	撮影箇所一覧表 (全体) 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『撮影箇所一覧表 (全体)』によるものとする。

改正（令和 8 年 7 月版）	令和 6 年 7 月版
撮影箇所一覧表（品質管理） 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和 8 年 4 月）中、『写真管理基準』を準用する。	撮影箇所一覧表（品質管理） 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（令和 6 年 4 月）中、『写真管理基準』を準用する。

福井市工事施工管理基準 新旧対照表		(下線部は改定箇所)
改定 (令和 8 年 7 月版)	令和 6 年 7 月版	
出来形管理写真撮影箇所一覧表	出来形管理写真撮影箇所一覧表	
第 1 編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 1 編 共通編を準用する。	第 1 編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 1 編 共通編を準用する。	
第 3 編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 3 編 土木工事共通編を準用する。	第 3 編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 3 編 土木工事共通編を準用する。	
第 4 編 港湾編	第 4 編 港湾編	
〔 変 更 な し 〕	〔 変 更 な し 〕	
第 5 編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 6 編 河川編を準用する。	第 5 編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 6 編 河川編を準用する。	
第 6 編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 7 編 河川海岸編を準用する。	第 6 編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 7 編 河川海岸編を準用する。	
第 7 編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 8 編 砂防編を準用する。	第 7 編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 8 編 砂防編を準用する。	
第 8 編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 9 編 ダム編を準用する。	第 8 編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 9 編 ダム編を準用する。	
第 9 編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 10 編 道路編を準用する。	第 9 編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第 10 編 道路編を準用する。	
第 12 編 下水道編	第 12 編 下水道編	
〔 変 更 な し 〕	〔 変 更 な し 〕	
第 14 編 上水道編	第 14 編 上水道編	
〔 変 更 な し 〕	〔 変 更 な し 〕	
第 16 編 集落排水編	第 16 編 集落排水編	
〔 変 更 な し 〕	〔 変 更 な し 〕	
第 17 編 建築編 建築関係工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課「 <u>営繕工事写真撮影要領</u> 」を適用するものとする。	第 17 編 建築編 建築関係工事は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「 <u>工事写真の撮り方建築編</u> 」「 <u>工事写真の撮り方建築設備編</u> 」の最新版を適用するものとする。	